

31 日清・日露戦争時の恩賜の義肢の研究

究

——リハビリテーション史の視点から——

坪井良子

明治期のわが国は、西南戦争、日清戦争、日露戦争と相次ぐ戦争を体験し、多くの戦傷者を出してきた。これらの戦いで負傷し、障害者となった人々はどのように処遇され、どのような暮らしを営んできたのであろうか。

四肢の切断を余儀なくされた戦傷者に組織的に恩賜の義肢が下賜されたのは、明治二七、八年の日清戦争時からである。

恩賜の義肢は西南戦争時に天皇陛下から下賜されたという記録も見られる。これまでの恩賜の義肢についての研究は武智、石原らがあるが、拝授者、規定、製作者、利用状況については触れていない。

恩賜の義肢の研究は、わが国における義足の発達過程、医学のかかわり、障害者に社会がどのように対応してき

たかをたどることであり、わが国独自のリハビリテーション史の研究の一つともいえる。

本研究は文献研究の方法をとり、日清・日露戦争時における恩賜の義肢について、その意義を明らかにすることを目的とする。

日清戦争期の恩賜の義肢は皇后陛下から給付された。時の皇后宮大夫香川敬三から陸軍大臣への移牒は次のとおりであった。

「此の度戦争に付将校下士卒等負傷の爲め又は凍傷等の爲め手足切断等の者有之趣 皇后陛下 被為聞召 思召を以て人工手足を賜り御手許金の内より右費用に被充候旨 御沙汰被在候間その筋へ御達の上 思召貫徹候様可然御取計ひ相成度云々

明治二十九年一月十五日

皇后宮大夫子爵 香川敬三

陸軍大臣伯爵 西郷従道殿

日清戦争時恩賜の義手足を賜わった傷兵数は陸・海軍合わせて一六七名であり、そのうちには俘虜者が九名おり、俘虜すなわち敵兵にも義手足を賜わったことが注目

される。判明している義肢数は一七八であり、そのうち義手が四二義足が一三六であった。

日清・日露戦争時の恩賜の義肢の製造は、東京本郷、萬木九兵衛の医療器械店と日本橋の松本福松のところで作られた。

日清戦争時の恩賜の義肢は膝関節九十度の内七十度まで屈曲出来るものであった。その点については、日露戦争時にも大きな変化はなかった。

陸軍における恩賜の義肢は明治三十七年八月から同三十九年五月までに師団長申出個数は、一、九四一で完成下付個数は八九二であった。露国俘虜は、師団長申出個数、完成下付個数ともに一四五であった。最終的に義肢拝受者人員は帝国軍人軍属一、七五〇名、俘虜一三三名であり、申出個数と一致しないのは、両肢を失っている者があるためである。

海軍における恩賜の義肢を受領した者は、義手三二名、義足三七名であって計六九名であった。収容敵国俘虜者には義手一名、義足五名であった。総計一、八一九名であり、義肢の数は二、〇一〇、敵国俘虜者は一三九名、

総計二、一四九であった。

恩賜の義肢の利用状況は、大正十年の現況調査では、常時義肢を実際に使用している者は僅かに一八四名であり、一・五％である。時々使用が七一名で四・五％合わせて二五五名でその割合は一六％であった。稀に使用は二三〇名で一四・四％であった。また、使用せずは四九名で六・九・六％であった。その理由は破損のためが四四七名で二八％不適合が三〇二名で一八・九％であった。実際に使用している者は時々使用を合わせて僅かに一六％のみが皇后陛下の恩恵に浴しており、他の八四％は充分活用していない状況であった。その主な原因は、当時の義肢は幼稚なものであり家屋の構造や起居の状態等を考慮していなかった不完全なものであったことによるといっている。また、八四％は日常生活に生かされなく床の間に飾る義肢であった。恩賜の義肢は、その拝受者としての社会的効果と、自立へのシンボルとしての効果が大きかったといえる。

(自治医科大学看護短期大学)